

土木工事における情報共有システム活用試行要領

令和3年5月1日
徳島県県土整備部建設管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する土木工事及び工事の積算体系で積算した委託業務（以下「工事等」という。）において、情報共有システムの活用を試行するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

(目的)

第2条 情報共有システム導入による効果の検証や、問題点の把握を目的とする。

(定義)

第3条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム。

(2) 情報共有システムRev. 4.0

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 4.0）」に対応する情報共有システムで、異なる情報共有システムのシステム間連携機能や土木工事特有の業務プロセスに関する機能強化、セキュリティに関する事項の見直しを行っている。情報共有システム提供者における機能要件対応状況は「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

(3) 情報共有システムRev. 5.2

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 5.2）」に対応する情報共有システムで、国土交通省情報セキュリティポリシー（平成29年3月版）の改正にともなうセキュリティ要件の追加、i-construction、CIMへの取り組みを推進するために、図面サムネイル表示機能、3次元データ等表示機能、コンカレント支援機能の追加を行っている。情報共有システム提供者における機能要件対応状況は「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

(対象工事)

第4条 情報共有システムを活用する工事等は、次のいずれかとする。

(1) 発注者指定型

当初請負対象金額が1億円以上の工事等については、原則、情報共有システムを活用するものとする。

(2) 受注者希望型

当初請負対象金額が1億円未満の全ての工事等を対象とし、受発注者間の協議により情報共有システムの活用を決定する。

(使用システム)

第5条 使用するシステムは、国土交通省が機能要件を定める情報共有システムRev.5.2に該当するものを標準とするが、発注者が認めた場合は、情報共有システムRev.4.0に該当するシステムも使用可能とする。

(対象書類)

第6条 情報共有システムの対象書類は、徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】に基づき、電子納品の対象とした書類の中から、受発注者間の協議により決定する。

2 前項に定める書類を、県の定める様式で出力できないシステムにおいては、国土交通省が定める様式を準用することとする。

(電子署名・電子押印)

第7条 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事等完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

(電子納品・検査・成果品の保管)

第8条 電子納品・検査・成果品の保管については、徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】に基づき、実施するものとする。

(システム使用料)

第9条 情報共有システム使用に要する経費は、共通仮設費率分に含まれていることから、受注者の負担によるものとする。

(工事成績評定)

第10条 本要領に基づき情報共有システムを使用した場合には、主任監督員又は現場監督員による評価（5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】）にて評価するものとする。

(システム利用に関するアンケート)

第11条 本試行を実施した受注者は、工事等完了後に実施する情報共有システム利用に関するアンケート調査に協力すること。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和3年5月1日から施行する。